

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

岩手県教育委員会

委員長 安藤 厚

岩手県教育委員会規則第 3 号

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p><u>（事務長補佐）</u> 第20条の 9 高等学校に、事務長補佐を置くことがある。 2 事務長補佐は、事務長を助け、事務長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p><u>（事務主任）</u> 第20条の 9 の 2 高等学校に、事務主任を置くことがある。 2 事務主任は、上司の命を受け、高度の知識経験を必要とする事務を処理する。</p> <p>（主幹） 第20条の 9 の 3 [略]</p> <p>（副主幹） 第20条の 9 の 4 [略]</p> <p>（職の充当） 第20条の10 事務長、事務長補佐及び事務主任並びに主幹及び副主幹は、事務職員をもって充てる。</p> <p>（職員の職） 第20条の11 第17条の 2 に規定する事務職員及び技術職員並びにその他の職員の職及び職務は、第20条の 8 から第20条の 9 の 4 まで及び次条に定めるもののほか、別表第 4 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 4（第20条の11関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職 員</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 60%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事務職員</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	事務職員							<p>（主幹） 第20条の 9 [略]</p> <p>（副主幹） 第20条の 9 の 2 [略]</p> <p>（職の充当） 第20条の10 事務長並びに主幹及び副主幹は、事務職員をもって充てる。</p> <p>（職員の職） 第20条の11 第17条の 2 に規定する事務職員及び技術職員並びにその他の職員の職及び職務は、第20条の 8 から第20条の 9 の 2 まで及び次条に定めるもののほか、別表第 4 に掲げるとおりとする。</p> <p>別表第 4（第20条の11関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">職 員</th> <th style="width: 20%;">職</th> <th style="width: 60%;">職 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">事務職員</td> <td>主任主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</td> </tr> <tr> <td>主査</td> <td>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理する。</td> </tr> <tr> <td>主任</td> <td>上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。</td> </tr> </tbody> </table>	職 員	職	職 務	事務職員	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理する。	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。
職 員	職	職 務																			
事務職員																					
職 員	職	職 務																			
事務職員	主任主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。																			
	主査	上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、特定事務を処理する。																			
	主任	上司の命を受け、相当の知識又は経験を必要とする事務をつかさどる。																			

	主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。		主任主事	上司の命を受け、事務に従事する。
	主事			主事	
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。